

1 研究主題

インクルーシブ教育システム構築に向けた実践的研究
「児童生徒一人一人の自立と社会参加をめざして」
～発達・自立支援と合理的配慮の視点を通して～

2 主題設定の理由

近年の特別支援教育を取り巻く国や社会の状況に目を向けると、平成24年「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会）、平成26年「障害者の権利に関する条約」への批准（国連）また、平成28年「障害者差別解消法」の施行等、「共生社会」形成に向けて、「インクルーシブ教育システム」の構築は重要課題であり、そのために「合理的配慮」の提供が求められている。また、新学習指導要領においても「主体的・対話的で深い学び」の実現をはじめ、「一人一人に応じた指導の充実」や「自立と社会参加」が改訂のポイントとなっている。本県においても、平成27年「やまなし教育大綱」には、方針3「質の高い教育環境づくりの推進・特別支援教育の充実」の中に、「インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえきめ細かな特別支援教育体制の充実を図る。（一部）」、「一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、発達段階や障害の状況に即した支援をさらに充実させる。（一部）」と明記されている。また、平成26年「新やまなし教育振興プラン」においては、基本方針5「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて取り組む」として、「教員の専門性の向上」が示されている。

自立と社会参加、そのための合理的配慮の提供は重要な課題であり、このように国や県より示されている基本的な理念や特別支援教育についての動向を把握し、その視点を踏まえながら教育的ニーズに合わせた支援を考えていくことで、教員の資質や専門性や学校全体の教育力の向上につながると思う。

本校は平成29年度より、山梨県教育委員会『インクルーシブ教育システム構築に向けた合理的配慮実践研究事業』の研究指定（2年計画）を受け、研究主題を『インクルーシブ教育システム構築に向けた実践的研究「児童生徒一人一人の自立と社会参加をめざして」～発達・自立支援と合理的配慮の視点を通して～』として、2年計画で校内研究に取り組んできた。1年次の研究成果として、「発達や自立支援」を支える指導について共通理解を図り、まとめることができた。2年次への課題としては、「合理的配慮」における検討及び検証に迫った研究実践についての内容が上げられた。

1年次の経過として、研究組織を縦割りのグループ編成とし、児童生徒につけさせたい力や指導面での喫緊の課題として挙げられた「校内に内在する6つの課題」（①コミュニケーション②自立活動（知的障害）③自立活動（重複障害）④授業づくり（個別形態）⑤授業づくり（集団形態）⑥寄宿舎指導）に焦点を当てながら、「発達自立支援」に軸足を置き、「合理的配慮」の自己点検も含めた各授業場面における研究実践を行った。また、学校教育目標「自立と社会参加を目指すため、個々の実態に即した指導を通し、主体性をもって生きる心豊かな人間を育てる」の具現化を図るべく、学校運営方針である新やまびこビジョンの「インクルーシブ教育を推進する学校」、「実践力に裏打ちされた専門性の高い学校」といった基礎コンセプトを念頭においた研究実践を進めてきた。

1年次の研究成果として、各研究グループのまとめから①「主体性」・②「教師の意識」・③「自立活動の意義」の3点について以下のように共通確認することができた。

①「主体性」については、児童生徒の主体的な学びを大切な視点として考え、「内発的動機をいか

に引き出すか」「必要性があるか」「納得しているか」「安心感のある環境であるか」「伝えたい気持ちを育んでいるか」「伝えたい相手になっているか」などを明らかにすることができた。また、児童生徒の主体性だけでなく、教師側の主体性の視点「教師自身が本当に伝えたいものになっているか」「聴きたいことになっているか」ということについても確認できた。

②「教師の意識」については、かかわりの中で「児童生徒に伝わっているか」「児童生徒とやりとりを振り返っているか」「わからないことを伝える場面があるか」「発問に対する児童生徒からの返答（反応）を考える必要性」「わかる言葉を使用する・言葉の精選」など、教師から児童生徒へのかかわり方についての大切な視点を確認することができた。また、この視点を具体的な手立てとするためには、多面的な実態把握が土台であることを確認できた。

③「自立活動の意義」については、個別の実態から指導すべき課題を明確にし、指導目標・指導内容を含む指導計画を作成することの重要性や、教育活動全体を通して指導していく点、他の教科・領域とも関連を図れるように指導をしていく点を共通確認することができた。

そこで、平成30年度（2年次）の校内研究は、継続した研究主題のもと、1年次に教職員一人一人が得た「発達や自立」を支えるよりよい指導や成果をより深めていく研究実践を通して、その内容や方法をさらに明らかにしていきたい。そのためには、1年次の課題点であった「合理的配慮」についての検証・検討を行い、その手立てや具体例を示しながら研究実践を進め、共通理解を図っていきたい。そういった取り組みを通して、「発達や自立」を支える指導の新たな捉え方や目の前の学校社会への参加を円滑にする具体的な「合理的配慮」について明らかにできるのでないかと考える。従って、今年度も「発達・自立支援」・「合理的配慮」の視点を柱に実践的な研究を取り組んでいきたい。そして、本研究が、学校教育目標や、それを具現化するための新やまびこビジョン「インクルーシブ教育を推進する学校」・「実践力に裏打ちされた専門性の高い学校」へとつながっていくことを目指していきたい。

3 研究目標

- (1) 児童生徒一人一人の「発達や自立」を支えるよりよい指導について、実践を通して、その内容や方法を明らかにする。
- (2) 「合理的配慮」についての共通理解を図り、児童生徒個々の事例を通して、目の前の学校社会への参加を円滑にする具体的な「合理的配慮」を探る。
- (3) 授業研究（参観）を実施し、授業改善に効果を上げるとともに授業力を向上させる。
- (4) 研究内容について、学校全体で共通理解し、個々の教職員の指導力や専門性の向上を目指す。

4 研究内容および方法

- (1) 1年次の研究を活かし、研究組織を①コミュニケーション②自立活動（知的障害）③自立活動（重複障害）④授業づくり⑤寄宿舍指導の5つの研究グループを編成して進める。
（※①～④は、所属学部を越えた縦割り編成とする。）
- (2) 研究主題に応じた各研究グループのテーマや研究仮説に基づいて、研究を進める。
- (3) 日常の観察や個別の教育支援計画B票、諸検査等を活用して実態把握を行うとともに、個別指導計画、個別の教育支援計画とも関連した指導や合理的配慮の検討を行う。
- (4) 事例研究、文献研究を中心とし、国や県の動向の情報収集、教材研究など、研究グループに応じた研究方法を用いる。※事例対象児童生徒の選定は、研究グループ毎に各学部から偏りなく選定する。その際、グループ間で対象となる児童生徒が重複することのないようにする。

- (5) 合理的配慮については、(4)と同様の事例対象生徒を設定し、その検証場面としては、校内における授業場面等、「目の前の学校社会への参加(第1段階)」での合理的配慮を検討・検証し、提供する。(※合理的配慮の考え方については、7本校内研究での「合理的配慮」の基本的な考え方について参照)
- (6) PDCAサイクルによる授業実践や事例検討、評価を行い、研究仮説や合理的配慮の検証を行う。
- (7) 相互授業参観形式の授業研究を実施する。他学部の授業や他の教職員の授業の参観を通して、教職員同士が学び合う場を設定する。
- (8) 全体研究会や実践報告会を開催し、各研究グループの内容や成果と課題を全体で共有し、校内研究として共通理解を図る。また、その内の1回を地域に公開し、積極的な指導助言を受けて深めていく。
- (9) 都留文科大学文学部初等教育学科 講師 堤英俊先生を校内研究のアドバイザー(2年間)として協力を得ながら進めていく。

5 研究体制

- (1) ①コミュニケーション②自立活動(知的障害)③自立活動(重複障害)④授業づくり、⑤寄宿舎指導の研究グループを中心とする。
- (2) グループ編制に際しては、1グループ15名程度とし、各学部の枠組みを超えた縦割りとする。また、各学部の構成人数に偏りが出ないようにする。
- (3) 研究部がグループチーフとなり、サブチーフをおく。グループ間の情報交換を行えるよう適宜設定する。

6 研究計画

研究会名	日にち	内容
校内基礎研修会	4月13日(金)	・基礎研修会「理学療法」
第1回研究日	5月2日(水)	・個別の支援計画B票の検討及び情報共有
第1回全体研	5月18日(金)	・2年次研究の確認(全体)
第2回研究日	5月24日(木)	・各グループのテーマ、内容の確認(各G) ・事例対象児童生徒の選定
第3回研究日	6月14日(木)	・事例対象児童生徒の実態把握(各G)
第4回研究日	6月28日(木)	・事例検討・文献研究等(各G)
第5回研究日	7月9日(月)	・事例検討・文献研究等(各G)
山特連 夏季研究大会	8月9日(木)	・甲府市総合市民会館 他 午前:全体会 午後:分科会
第2回全体研	8月24日(金)	・校内研究の中間報告・事例発表 ・アドバイザーによる指導助言
校内基礎研修会	8月27日(月)	・基礎研修会「児童生徒の心の支援」
第6回研究日	9月13日(木)	・事例再検討(各G)
第7回研究日	9月27日(木)	・事例再検討(各G)
相互授業参観	10・11月	・各学部の授業を参観

第8回研究日	10月11日(木)	・事例検討(各G)
第9回研究日	10月25日(木)	・事例検討(各G)
第10回研究日	11月22日(木)	・事例検討(各G)
第11回研究日	12月18日(火)	・グループ研究のまとめ①
第12回研究日	1月17日(木)	・グループ研究のまとめ②
第13回研究日	1月28日(月)	・グループ研究のまとめ③
第3回全体研	2月8日(金)	・実践報告会(校内)
「やまびこ支援 学校公開研究会」	2月15日(金)	・本事業の研究報告、研究概要説明 ・近県、県内支援学校、県内各学校教職員及び教育関係者、教育委員会関係者、堤先生招聘、本校教職員参加
第4回全体研	3月15日(金)	・平成29・30年度の校内研究まとめ ・次年度の方向性について
研修参加報告会	随時開催	・各種研修会、視察などの報告

7 本校内研究での「合理的配慮」の基本的な考え方について

(1) 「平成29年度「合理的配慮」基礎学習会より」(講師：堤英俊氏)

合理的配慮を『中心社会に参加する機会の平等達成のため、加重負担を伴わない範囲で、バリア(社会的障壁)を除去すること』と共通確認した。第1段階として「目の前の学校社会への参加」、つまり特別支援学校での「学び」への参加であり、この場合での合理的配慮は、学びのスタートラインに児童生徒が一行につくための前提となる環境調整が主になる。第2段階として「学校社会を足場にしての中心社会への参加」、つまり、この場合での合理的配慮は、通常学級(交流及び共同学習)や職場(産業現場等における実一習)等への参加である。この2つの段階を共通確認した。

(2) 合理的配慮の決定(中教審初等中等教育分科会の報告より)

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直ししていくことが適当である。

(3) 学校における合理的配慮の観点(中教審初等中等教育分科会の報告より)

各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際は、「合理的配慮」を決定する際において、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて関係者間で共通理解を図る必要がある。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。また、障害種別に応じた「合理的配慮」を例示しているが、複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別に例示している「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。